

新旧対照表

抹消線は抹消または修正前、下線部は追加または修正後です。

サポートサービス契約書

改定前	改定後
<p>(序文) 本契約は、使用者と JIP テクノサイエンス株式会社 (以下「JTS」といいます。) との間で使用許諾契約が締結されている標記ソフトウェア (以下「標記ソフト」といいます。)のサポートサービスに関する契約条件を規定します。</p> <p>第1条 (サポートサービスの内容) 本契約 JTS によるサポートサービスの内容は、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 標記ソフトの問合せ対応</p> <p>a. 標記ソフトのインストール後、使用者から標記ソフトに関する使用方法、操作方法、疑問、質問について、通信手段 (FAX、電子メール) による問合せがあった場合、JTS は 使用者に対してできる限り速やかに回答を行います。</p> <p>b. 使用者から JTS へ問合せ できる者は、標記ソフトの使用許諾契約書第1条1項1号で定義された使用者とします。</p> <p>(2) 不具合への対応 使用者は標記ソフトに不具合があるときは、不具合 等の 経緯、内容、発生時の環境条件、不具合 等に係るインプットデータ等を添えて JTS に提出し、JTS はその状態の確認を行い状況の報告 を行います。</p> <p>(3) 標記ソフトの更新および拡張に関する情報、不具合是正に関する情報の提供 JTS は、標記ソフトの更新および拡張に関する情報、不具合是正に関する情報は、ソフト情報配信サービスを利用して使用者に情報提供 いたします。</p> <p>(4) バージョンアップ版の提供 標記ソフトの不具合是正処置を行ったときは、使用者に無償で提供します。 また、小規模な機能追加によるバージョンアップ を行ったときも同様とします。ただし、バージョンアップ内容によっては一部 有償の場合 があるものとします。提供時期は JTS に委任されているものとします。提供方法は、JTS ホームページ (http://www.jip-ts.co.jp/) よりダウンロードにてソフトウェアを取得してください。</p> <p>第2条 (サービス時間) 本契約に基づく JTS のサービス時間は、土曜日、日曜日、国民の祝日および年末年始 (12月 29日から翌年1月4日まで) を除く平日9時30分から17時00分までとします。</p> <p>2. 前項のサービス時間以外にサービスを行う場合、使用者、JTS 協議の上、別途約定するものとします。</p>	<p>(序文) 本契約は、<u>お客様 (使用許諾契約を締結している事業所様を指します。)</u>と JIP テクノサイエンス株式会社 (以下「JTS」といいます。) との間で標記ソフトウェアのサポートサービスに関する契約条件を規定します。</p> <p>第1条 (サポートサービスの内容) JTS によるサポートサービスの内容は、次の各号のとおりとし、<u>標記ソフトウェアの最新バージョンを対象とします。最新バージョンは JTS サイト (https://www.jip-ts.co.jp/support/) にてご確認ください。</u></p> <p>(1) 標記ソフト <u>ウェア</u> の問合せ対応</p> <p>a. 標記ソフト <u>ウェア</u> のインストール後、<u>お客様</u> から標記ソフト <u>ウェア</u> に関する使用方法、操作方法、疑問、質問について、通信手段 (FAX、電子メール) による問合せがあった場合、JTS は <u>お客様</u> に対してできる限り速やかに回答を行います。</p> <p>b. JTS への問合せは、<u>お客様に限定されます。</u></p> <p>(2) 不具合への対応 <u>・提供</u></p> <p>a. <u>お客様</u> は標記ソフト <u>ウェア</u> に不具合があると <u>思われると</u> きは、不具合の <u>再現性情報</u>、内容、発生時の環境条件、不具合に係るインプットデータ等を添えて JTS に提出し、JTS はその状態の確認を行い <u>お客様に 状況を報告 します。</u></p> <p>b. 標記ソフトウェアの不具合是正処置を行ったときは、<u>お客様</u> に無償で提供します。</p> <p><u>(3) 機能追加</u></p> <p>a. <u>軽微な機能追加によるバージョンアップは、お客様に無償で提供します。</u></p> <p>b. <u>大幅な機能追加 (道路橋示方書等の規定改定)</u> によるバージョンアップは、<u>有償となります。</u></p> <p>(4) 標記ソフト <u>ウェア</u> の更新および拡張に関する情報、不具合是正に関する情報の提供 JTS は、標記ソフト <u>ウェア</u> の更新および拡張に関する情報、不具合是正に関する情報は、<u>JTS の判断により次の方法 (電話、電子メール、JTS サイト) からお客様に 情報を提供 します。</u></p> <p>(5) バージョンアップ版の提供 提供方法は、JTS <u>サイト</u> (https://www.jip-ts.co.jp/support/) よりダウンロードにてソフトウェアを取得してください。</p> <p>第2条 (サービス時間) 本契約に基づく JTS のサービス時間は、土曜日、日曜日、国民の祝日および年末年始 (12月 <u>28日</u> から翌年1月4日まで) を除く平日9時30分 <u>～12時00分、13時00分～</u>17時00分までとします。</p>

第3条 (サポートサービス料金)

本契約に基づくサポートサービス料金は、価格表に記載されている金額とします。ただし、JTSは、サポートサービス料金を本契約更新時に有効なJTSの規定料金に変更できるものとします。

2. 契約期間が1年に満たない場合のサポートサービス料金は、月割り計算とします。

第4条 (支払条件)

本契約に基づくサポートサービス料金の支払は、原則年額一括払いとし、使用者は、JTSからの請求書受領後、標記ソフトのサポートサービス注文書に記載された期限までに現金で支払うものとします。

2. 使用者の支払が遅延した場合、JTSは日歩4銭の割合で遅延損害金を使用者に請求できるものとします。
3. 前項の遅延が1ヵ月以上に及ぶ場合、JTSは、サポートサービス料金の支払が確認されるまで、サポートサービスを停止できるものとします。

第5条 (損害賠償)

使用者が本契約に違反する行為または不正もしくは不法な行為によってJTSに損害を与えた場合、JTSは、当該使用者に対してJTSの被った損害の賠償を請求することができるものとします。

第6条 (免責)

JTSのサービスを受けるための標記ソフト搭載機器の稼働停止、または標記ソフトの一時的実行停止は、すべて使用者の負担とし、JTSは一切の責任を負わないものとします。

第7条 (機密保持義務)

使用者およびJTSは、本契約履行にあたり相手方から秘密と指定された営業秘密などの機密に関し、本契約の有効期間中はもとより、本契約終了後も相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示、漏洩しないものとします。ただし指定された事項が、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

- (1) 相手方から指定される前から公知のもの。
- (2) 相手方から指定された後、自己の責任によらないで公知となったもの。
- (3) 相手方から指定される前から既に自己が入手していたもので、かかる事実を立証できるもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から合法的手段にて機密保持義務を負うことなく入手したもの。

第8条 (個人情報保護)

使用者およびJTSは、相手方から提供された情報および資料のうち、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)に規定する個人情報(以下「個人情報」といいます。)が含まれる場合、以下のとおり取扱うものとします。なお、

第3条 (サポートサービス料金)

本契約に基づくサポートサービス料金は、最新版の製品カタログやJTSサイト (<https://www.jip-ts.co.jp/>) の製品情報に記載されています。ただし、契約期間が1年に満たない場合のサポートサービス料金は、月割計算とします。

第4条 (支払条件)

本契約に基づくサポートサービス料金の支払 いについて、原則年額一括払いとし、お客様は、JTSから 受領した標記ソフトウェアの請求書に記載された金額を、記載された期日までに、JTS指定の銀行口座に振り込む方法により支払うものとし、振り込み手数料はお客様の負担とします。

2. お客様が支払 期限に遅延した場合、JTSは日歩4銭の割合で遅延損害金を お客様に請求できるものとします。
3. 前項の 支払遅延が 2ヵ月以上 となった場合、JTSは、サポートサービス料金の 支払いが確認されるまで、サポートサービスを停止できるものとします。

第5条 (損害賠償)

お客様が本契約に違反する行為または不正もしくは不法な行為によってJTSに損害を与えた場合、JTSは、当該 お客様に対してJTSの被った損害の賠償を請求することができるものとします。

第6条 (免責)

標記ソフト ウェア 搭載機器の稼働停止、または標記ソフト ウェア の一時的実行停止は、すべて お客様の負担とし、JTSは一切の責任を負わないものとします。

2. サポートサービスの対応は、本契約第1条に基づいて提供されるものであり、お客様がJTSと本契約を締結していない場合、JTSは何らの対応も実施する義務を負いません。

第7条 (秘密保持義務)

お客様は、標記ソフトウェアから知り得た情報・知識を使って類似ソフトウェアを作成すること、および第三者に知り得た情報・知識を有償無償方法に関らず開示することはできません。

2. 前項の秘密保持義務は、本契約の終了後も有効とします。

第8条 (個人情報保護方針)

標記ソフトウェアの注文にあたってJTSが入手したお客様の個人情報に関しては、JTSの個人情報保護方針に基づいて管理されるものとします。JTSの個人情報保護方針はJTSサイ

本条にて使用する用語は個人情報保護法の定義を適用します。

- 個人情報を受領した使用者または JTS（以下「情報受領者」といいます。）は、個人情報保護法に準拠した個人情報保護に関する規則を定め、同規則にもとづき個人情報につき適正な取扱いを行うものとします。
- 個人情報の本人に対する一切の責務は、個人情報を直接または間接に収集した使用者または JTS（以下「情報提供者」といいます。）が負うものとします。
- 情報受領者が第三者から個人情報に関する問合せ、要請、苦情、告訴等を受けた場合、情報受領者が本条第 2 項を履行している限り、情報提供者は、情報受領者に代って対処し、情報受領者を防禦するものとします。

第 9 条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結後 1 年間とします。ただし 使用者 または JTS のいずれかから本契約期間満了 1 ヶ月前までに相手方に対し本契約終了または変更の申出がない限り、本契約と同一条件で更に 1 年間 延長 するものとし、その後 も同様とします。

- 使用者 は、契約期間内といえども書面による 1 ヶ月前の事前通告により、本契約を解除できるものとします。
- JTS は、社会的、経済的情勢の変化、法律の改正その他合理的な特別の事情により標記ソフトのサポートが困難になった場合、6 ヶ月前に 使用者 に通知することによってサポートを停止することができるものとします。

第 10 条（契約変更）

本契約期間中に使用者、JTS いずれかの都合により標記ソフトの変更が生じた場合には、その都度必要に応じ使用者、JTS 協議の上、本契約を更改します。

第 11 条（解除）

使用者 または JTS は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告なしに直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとし、当然に相手方は期限の利益を失うものとします。

- 支払の停止があったとき、または破産、民事再生、会社更生、特別清算等の申立てを受けもしくは自ら申立てたとき。
- 手形もしくは小切手等の決済ができなかったとき、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- 仮差押、差押、仮処分もしくは競売の申立てまたは滞納の処分を受けたとき。
- 合併、解散または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡、廃止を決議したとき。
- 相手方の信用毀損する行為または活動を行ったとき。
- 不正行為または相手方の業務遂行の妨害行為を行ったとき。
- 支払能力に支障が生じたとき、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
- 本契約に著しく違反したとき。
- 本契約に違反し、相当期間を定めとした催告後も是正されないとき。

ト (<https://www.jip-ts.co.jp/privacy/>) で参照できます。

第 9 条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結後 1 年間とします。ただし、お客様 または JTS のいずれかから本契約期間満了 1 ヶ月前までに相手方に対して、本契約終了または変更の申出をしない限り、本契約は自動的に 1 年間 更新し、以後 も同様とします。

- お客様 は、契約期間内といえども書面による 1 ヶ月前の事前通告により、本契約を解除できるものとします。ただし、解除した場合は、第 1 条で定められたサポートサービスの内容を受けることはできません。
- JTS は、社会的、経済的情勢の変化、法律の改正その他合理的な特別の事情により標記ソフト ウェア のサポートが困難になった場合、6 ヶ月前に お客様 に通知することによってサポートを停止することができるものとします。

第 10 条（契約内容の変更）

社会的、経済的情勢の変化、法律の改正その他合理的な特別の事情により本契約のサポートサービス内容を予告なく変更することがあります。

第 11 条（契約の解約、解除、終了）

お客様 または JTS は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告 をすることなく 直ちに本契約を解除 することができます。

- 支払いの停止があったとき、または破産 手続開始、民事再生 手続開始、会社更生 手続開始、特別清算 開始 の申立てを受けもしくは自ら申立てたとき
- 手形もしくは小切手等の決済ができなかったとき、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- 仮差押、差押、仮処分もしくは競売の申立または滞納の処分を受けたとき
- 合併、解散または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡、廃止を決議したとき
- 相手方の信用毀損する行為または活動を行ったとき
- 不正行為または相手方の業務遂行の妨害行為を行ったとき
- 支払能力に支障が生じたとき、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
- 本契約に著しく違反したとき
- 本契約に違反し、相当期間を定めとした催告後も是正されないとき
- (10) 反社会的勢力に該当することが判明したとき
- 前項の場合、解除された相手方はただちに期限の利益を失うものとします。
- 次の各号に該当する事由が生じた場合、本契約は自動的に終了とします。

第12条（終了の措置）

第9条第2項または前条にて本契約が終了した場合は、JTSの責による場合を除き、JTSは、受領した代金を返還しないものとします。

第13条（協議）

本契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、商習慣等によるほか使用者、JTS協議の上、取り決めるものとします。

第14条（合意管轄）

本契約に関して 法律上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

（欄外）

このサポートサービス契約書は、お客様が適法にサポートサービスを受けたことの証明書です。標記製品名の使用許諾契約書、プロテクトキー（ソフトプロテクトの場合は除く）及び本契約書をお持ちでないお客様は、サポートサービスを受けることができません。本契約書を使用許諾契約書及びプロテクトキーとともに貴重な財産としてお取り扱い下さい。

(1) お客様が使用許諾権を放棄したとき

(2) プロテクトキーの存在をJTSが確認できなくなったとき

第12条（契約終了後の措置）

第9条第2項、3項または前条にて本契約が終了した場合 でも、JTSの責による場合を除き、JTSは、受領した代金を返還しないものとします。

第13条（明文のない事項）

本契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、JTS ・お客様 協議の上、定めるものとします。

第14条（合意管轄）

JTS およびお客様は、本契約に関 する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属 的合意 管轄裁判所とすることに同意します。

（欄外）